

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の概要

3本の内閣府・厚生労働省共管命令を改正するための命令。

(注) 当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙2] を参照。

労働金庫法施行規則の一部改正 (1条)

労働金庫、労働金庫連合会及び労働金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、労働金庫及び労働金庫連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」1条による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。